



しかべ

第 2 号

2000年 7月

議会だより



頑張れ地域の子供達（小学校運動会）

- ◆ 第2回定例会の概要 (2) ~ (3)
- ◆ 一般質問 (4) ~ (5)
- ◆ 委員会の活動 (6) ~ (7)
- ◆ 意見書提出 (8)

発行／鹿部町議会

編集／鹿部町議会だより編集特別委員会

〒041-1498 北海道茅部郡鹿部町字宮浜299番地 TEL 01372-7-2111（内線24、76）FAX 01372-7-3086

平成12年 第2回定例会

平成12年第2回定例会は、6月14日に招集され、会期を2日間と決め、町長の行政報告のあと、3名の議員が5項目にわたり一般質問を行いました。

また、第2回定例会では、各会計補正予算、条例等議案9件、諮問案1件、報告2件、意見案2件を審議し、全て原案どおり可決し、会期を1日残して閉会しました。

尚、審議された議案の主な内容は、次のとおりです。

ゴミ処理は渡島広域連合で

渡島管内十三町で『渡島廃棄物処理広域連合』を設立

△渡島廃棄物処理広域連合の設立

ゴミ焼却施設のダイオキシン対策については、平成十四年十二月より規制強化される

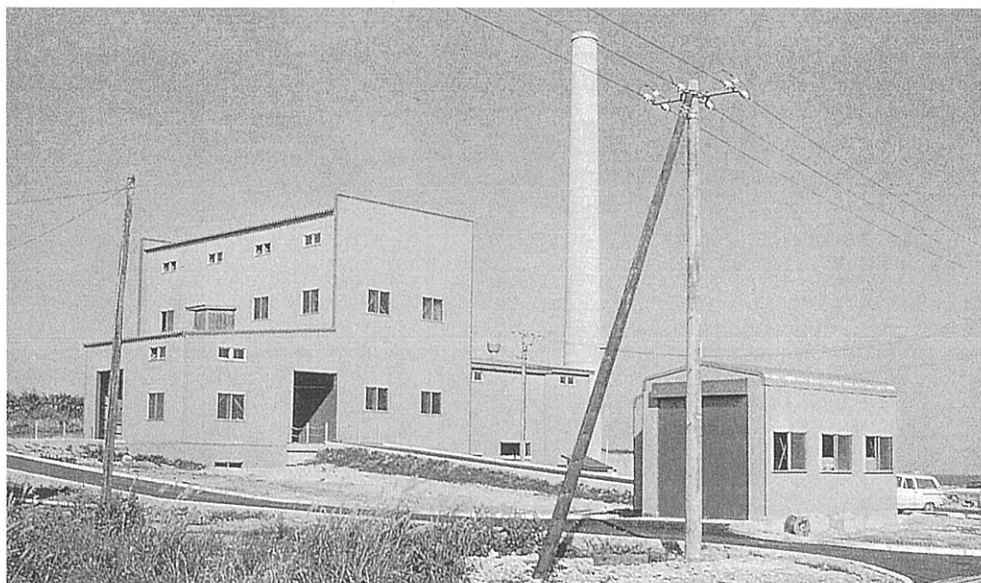
ことになっており、既存の施設ではダイオキシン及びばい煙防止法規制値の対応は出来ないということから、渡島管内十三町で渡島廃棄物処理広域連合推進協議会を設立し、その対策について協議してき

ました。
この推進協議会は、北海道ゴミ処理広域化計画に基づき渡島管内十三町で広域処理計画を樹立し、具体的には、ゴミ処理焼却施設一カ所を上磯町に設置し、茅部地区、山越地区及び渡島西部地区の三カ所にゴミの分別と集積場としての中継施設を設けてゴミ処

理広域事務事業を行うとい

うものです。

このようなことから、管内十三町で渡島廃棄物処理広域連合を設立し運営していくというところで、規約を議決しました。



茅部地区ごみ焼却処理施設（現在、使用中の施設）

承認

△平成十二年度鹿部町一般会計補正予算専決処分報告の承認

地方自治法の規定により、平成十二年四月二十七日専決処分したもので、有珠山噴火に伴う義援金、二百万円を追加し、総額で三十四億九千三百五十二万八千円とした。

△平成十二年度鹿部町一般会計補正予算専決処分報告の承認

地方自治法の規定により、平成十二年五月三十一日専決処分したもので、国が地方公共団体で過去に発行した高利な起債の償還に、財政を圧迫しているとして「臨時特例債」を創設したことに伴い、当町においても採択される見通しとなったため、二千四百七十万円を追加し、総額三十五億千八百二十二万八千円とした。

条 例

△鹿部町交通安全条例の制定
鹿部町の交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図り、交通事故に対する不安のない安全な生活の確保に寄与するため制定した。

△鹿部町防災行政無線放送施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例
やすらぎの里（分譲地）地区の定住者等の増加により、緊急時の通報システム体制強化のため、すでに設置されている屋外拡声器を十九基から



屋外拡声器

二十四基に増設した。

△鹿部町畜犬取締及び野犬掃とう条例の一部を改正する条例
地方自治法改正に伴う北海道統制条例の廃止による字句の削除と追加等被害者、加害者の届け出の関係、放し飼いの犬の捕獲と処分等の関係等を改正した。

補 正 予 算

△一般会計

歳入歳出それぞれ四千五百九十六万二千円を追加し、予算総額を三十五億六千四百九十九万円とした。

今回の補正は、主として役場庁舎老朽化にともなう合併浄化槽の改修工事外のものです。

△国民健康保険特別会計

歳入歳出それぞれ百四十九万九千円を追加し、予算総額を五億八千六百九十三万円とした。

内容は、一般被保険者療養給付費負担金等の追加に伴うものです。

人 事

△人権擁護委員の推薦答申
人権擁護委員の任期満了により、小田博久氏を再度推薦することに異議なく答申しました。

氏名 小田博久氏（七十歳）
住所 鹿部百十二番地

契 約

△工事請負契約の締結

【工事名】

鹿部町宮浜中央団地新築

工事（建築主体）

【工事の内容】

宮浜中央団地新築

【契約金額】

一億八千四百八十万円

【契約の相手方】

大和ハウス工業株式会社

札幌支店

そ の 他

△平成十一年度鹿部町一般会計継続繰越計算書の報告
鹿部町紹介映像制作事業にかかる平成十一年度一般会計繰越明許費について平成十二年度へ繰越すべき額（五百万）の報告があった。

△鹿部町土地開発公社の平成十一年度決算並びに平成十二年度予算等の報告
鹿部町土地開発公社の平成十一年度決算並びに平成十二年度予算等の報告があり、昨年度に引き続き公有地の取得はなかった。

平成11年度に完成した宮浜中央団地



（平成11年度より4年間で4棟建設）

～ あなたも議会を傍聴してみませんか ～

・・・ 手続きは簡単です。 ・・・

傍聴者名簿に住所・氏名を記入するだけです。

一 般 質 問

第2回定例会での一般質問は、3名の議員から5件の事項について質問がありました。

質問、答弁の趣旨をまとめ、項目順に紹介します。



ホタテ漁

ホタテ貝殻、付着物、ツブ殻、ウニ殻、ヒトデの処理について北海道立工業試験場に依頼し、試験、研究、成分分析等の処分データ収集を行っているところであります。そのデータ分析の結果によりまして、プラント等の開発処理ということになるかと思ひます。

ホタテ付着物処理については、平成十一年度は、業者に処理させるということで漁業協同組合から助成について要請があり、町から助成したところであります。平成十二年度以降については、漁組と協議をしながら検討するというところでありますが、協議はどの程度進んでいるのか。又、理事者の考えを伺いたい。



野田重毅 議員

ホタテ付着物処理
に関する助成

十二年度も前年同様、
助成する

【相澤二三男 町長】

質問のご趣旨は、十二年度以降のホタテ付着物の処理について漁協と、どの程度協議をしているのかということでございますが、十二年度については、前年同様、北廃株式会社を通じ処理するよう予算措置をしておりますが、それ以降につきましては、まだ協議に至っておりません。

しかし、処理施設の目処がつくまでは現状のままで対応せざるを得ないと考えておりますが、生産者自らも付着物を極力減少させるように、漁協と協議を致して参りたい。

ひょうたん沼公園 の遊具の設置

【野田 重毅 議員】

ひょうたん沼公園については、平成十二年度完成ということで整備が進められておりますが、同公園内には遊具施設が設置されていないように思われます。遊具施設については、今後、整備される予定であるのか、伺いたい。



ひょうたん沼公園

利用状況をみて検討する

【相澤二三男 町長】

ひょうたん沼公園整備事業は、五カ年計画で平成八年度に着手し逐次整備して参りましたが、今年は計画の最終年度で事業も予定通り完了し平成十三年より供用開始となります。

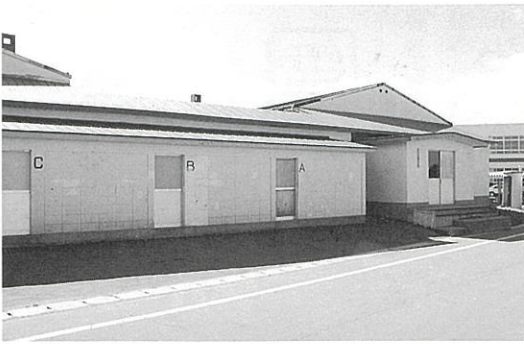
ご質問の遊具の整備についてであります。この公園は散策を主として整備した公園であることから、遊具の整備計画はされておきませんが、利用状況によつては今後検討をして参りたい。

旧中学校校舎の老朽化



笠原 賢 議員

過日、中学校の運動会の折、前夜よりの強風にて、校舎の屋根等が剥がれ、又、老朽も激しく危ない状態であり、中学生が運動中等、事故につながる恐れがあるので、早急に解体するか、補修する必要があると思いますが、町側としてどのように考えているか、伺いたい。



老朽化した旧校舎

いずれは取り壊したい

【相澤二三男 町長】

ご指摘のように先般の強風で屋根トタンの剥離がありましたので、当面の事故防止のため、早速ロープを掛け、飛ばないようにしておりますが、いずれ取り壊しをしなければならぬと考えておりますので、跡地利用や町の財政事情等を考慮し、今後の対応を検討して参りたい。

間歇泉公園の今後

【笠原 賢 議員】

昨年四月二十日オープン以来、入館十万人を突破し、他町村にない当町の目玉と思いますが、私も五、六回ほど足を運んで観光客より意見を聞いたところ、出来ることなら入浴や、又、体を休めるような空間が欲しいとの要望があり、町民にもそのような意見がありますので、今後の対応を伺いたい。

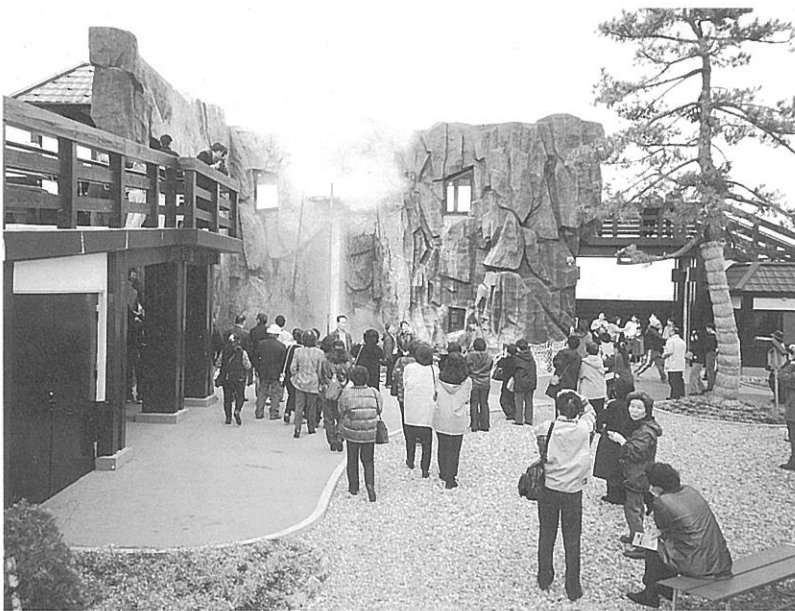
浴場等の施設は現在のところ考えていない

【相澤二三男 町長】

昨年の四月オープンいたしました、しかば間歇泉公園内における入浴施設や休憩施設の整備についてのご質問でございますが、現有の敷地では狭隘な為ご指摘の施設を設置することは困難であることと、

更には、地元の浴場業者等に及ぼす影響を考慮し、現在の間歇泉公園を整備いたしましたところでございます。

又、昨今、浴場業者より入浴者の減に伴い経営が厳しい状況にあるとして要請を受けていることから、浴場等の施設の整備については、現在のところ考えておりませんのでご理解をいただきます。



観光客で賑わう間歇泉公園

ホタテ付着物処理施設の建設



佐藤頼幸 議員

ホタテ付着物の処理については色々処理する方法があると思いますが、処理施設を建設する考えがあるか、伺いたい。

処理方法の確立が先決

【相澤二三男 町長】

付着物の処理施設を建設する考えが、あるかということですが、先程、野田議員の質問にお答え致しましたように、処理方法が確立されれば広域行政の中で施設など対処して参りたい。





デイサービスセンター

委員の活動

民生文教常任委員会

所管事務調査

一、デイサービスセンターの利用状況

【調査の概要】

デイサービスセンターは、渡島リハビリ特別養護老人ホームに併設し建設した。

本年四月からの介護保険制度実施に伴い運営が開始され、管理運営については、渡島福祉会に全面的に委任している。

利用にあたっては、介護保険制度下での認定が必要であり、当初は在宅の該当者四十名と予想し、一日九名程度の利用を見込んでいたものの、新しい制度であるため運用開始してみなければ状況把握ができないとのことであった。その後介護保険制度が開始され、現時点での利用者は、十名で介護保険下で五名、体験で五名であり一日平均延べ五名程度の利用がある。利用者は専用バスで送迎さ

れ、午前十時から午後三時まで基本日課表に基づき入浴、昼食、機能訓練等のサービスを受けている。

費用は一割負担であり、利用者は予想していたより少ない。

周知を目的とし、今年一年体験サービスを実施中であり、利用については、老人クラブへも要請しており、現在まで五名の利用がある。

十三年度からは、道の補助制度に基づき本格的に進めるということである。

【調査の結果】

今後利用促進を図るため、高齢者への具体的な周知方法を考慮され、施設の有効利用を望む。

二、一般廃棄物処理施設最終処分場の調査

【調査の概要】

この施設は、平成十年、十一年の二カ年をかけて建設され、本年四月より供用開始さ

れた。

取り扱うゴミは、茅部地区衛生施設組合に収集されたゴミの焼却灰と不燃ゴミ、粗大ゴミで、収集方法は不燃ゴミは従来のおりであり、粗大ゴミについては戸別収集をしている。

供用開始から一カ月経過した時点では、焼却灰は二四・二三トンを搬入され、今年度分は搬入を終了した。

ゴミの分別については守られているようであり、収集量是不燃ゴミは本年四月三一・二トン、前年同月の二八・八トンと前年並みであるが、可燃ゴミについては本年四月、六八・九三トン前年同月は九八・一トntonと前年と比較して三分の二程度に減った。

努力次第では、まだ減量の可能性があるということである。

ゴミ袋については、町で指定した五種類のものを使用することとなっているが、従来使用していたゴミ袋が各家庭に残っていることを考慮し、九月までの半年間燃やせるゴミ



一般廃棄物処理施設最終処分場

用として使用してもよいこととし指導している。

また、現在使用しているゴミ袋は三〇リットルの袋のみであるが、住民からの要望で新たに四五リットルの袋を加えることを予定している。

分別方法を記載したパンフレットを各戸へ配布済みであるが、見やすくわかりやすいものを指定ゴミ袋の取扱店一覧表も含めて再作成中である。

【調査の結果】

分別方法を記載したパンフ

レットの再配布により、今まで以上に分別収集を徹底するとともに現施設をできるだけ長く使用するため、ゴミの減量化に努められたい。

また、住民の要望により、新たに大きなゴミ袋を加えるということであり、今後も住民のニーズに十分対応されることを望む。

三、山村広場（テニスコート）の調査

【調査の概要】

山村広場には、パークゴルフ場、野球場があり、大いに活用されているが、テニスコートについては、昭和五十八年に整備されたものがあるが、現在は全く使用されていない。コートが土であるため、降雨によるぬかるみが激しく整備もしていない状況である。愛好者の要望もあることから、今回使用できるよう整備をするということである。

整備内容は、二面あるコートのうち一面について土を購入し、それを敷き転圧するも

のであり、多少の雨にも対応できる施設になる見通しである。もう一面については、転圧のみとし、練習用として使用する。また、テニス器具についても購入を予定している。

【調査の結果】

愛好者を考慮し、利用に支障がないよう整備するとともに管理面においても徹底すべきである。

また、利用状況や雨天等に対応できるような施設の整備について将来的に検討願う。



整備されるテニスコート

各委員会の 閉会中調査

各常任委員会及び議会運営委員会が九月定例議会までの閉会中に、次の事項について調査します。

◆総務経済常任委員会

1、町有財産の管理について

◆民生文教常任委員会

1、宮浜地区旧一般最終処分場周辺の環境整備について

2、ホタテ付着物堆積場所跡地の状況について

3、幼稚園、小学校、中学校の改修工事進捗状況について

◆議会運営委員会

1、次期議会の会期日程など議会運営に関すること
2、議長の諮問に関する事項について

第三回臨時会

第三回臨時会は、四月十九日開催され、条例二件を審議し、いずれも原案どおり可決し同日閉会した。

△鹿部町税条例等の一部を改正する条例
地方税法の一部を改正する法律が国会において可決され、公布されたのに伴い、町税条例の町民税所得割の非課税限度額算定基準額の引き上げ外を改正した。

△固定資産税評価審査委員会条例の一部を改正する条例
地方税法の一部改正に伴い、町条例の固定資産の価格に対して審査申し出があった場合における手続きの一部外を改正した。



第四回臨時会

第四回臨時会は、七月十四日開催され、工事請負契約二件を審議し、いずれも原案のとおり可決し同日閉会した。

△工事請負契約の締結

【工事名】

鹿部小学校校舎等改修工事

【工事の内容】

小学校校舎、体育館の外壁改修、屋上防水外

【契約金額】

一億六百四十七万円

【契約の相手方】

森川・佐藤工務店経常建設
共同企業体

【工事名】

ひょうたん沼公園整備工事

【工事の内容】

ひょうたん沼公園の整備
(五ヶ年整備計画の最終年度)

【契約金額】

六千五百四十一万五千円

【契約の相手方】

吉建設株式会社

意見書の提出

議員提案により、次の意見書を可決し、関係省庁へ提出しました。

季節労働者の雇用と生活安定を求める意見書

北海道は積雪寒冷という気象条件から、冬期間の産業活動に著しい制約を受けることにより、季節的に循環雇用を繰り返す季節労働者が、建設業とその関連産業を中心に、今なお、約十八万八千人に及び、北海道の雇用労働者の九・〇%を占めています。そのほとんどが冬期間に離職を余儀なくされる専門型季節労働者ですが、これらの季節労働者については、冬期間においても継続して就労することを強く望んでいます。しかし、十二月からは工事が減少、特に一月から三月の冬期間就業者は極端に減少し、建設業に働く季節労働者のほとんどが冬期間に離職を余儀なくされています。冬期間における季節労働者は離職後、特例一時金五十日分と冬期雇用援護制度を活用し細々と生活を維持している現状にあります。しかも現行実施している冬期雇用援護制度は平成十二年度をもつて期限切れを迎えます。この制度は季節労働者の通年雇用化を促進する上で、極めて重要な役割を果たしてきました。このため今後とも季節労働者の社会的なセーフティネットとするために、次の事項について実現されるよう強く要望いたします。

- 一、季節労働者の通年雇用化をさらに促進させるため、冬期雇用援護制度を存続・延長するとともに、暫定措置期間を中・長期的なものとし、より実効があるよう強化すること。
- 二、制度の存続を前提に、季節労働者の雇用と生活の安定に資するよう、制度の整備・拡充を図ること。
- 三、冬期における雇用機会を拡大すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

(提出先) 内閣総理大臣、大蔵大臣、労働大臣

義務教育費国庫負担制度の堅持、教育予算の増額を求める要望意見書

政府は、昭和60年国家予算において、教職員の旅費と教材費を義務教育費国庫負担法から適用除外したのをはじめ、恩給費、共済費の追加費用の適用除外により、地方自治体へ負担を転嫁してきました。さらに大蔵省は、昭和60年度以来、学校事務職員・栄養職員の給与費を義務教育費国庫負担法から適用除外する意向を示してきましたが、地方からの強い抵抗により断念してきました。また、学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)28条では、予算上の措置を考慮して「ただし書き」が設けられており、この規定を理由に公立小中学校全てに学校事務職員等が配置されていないという状況があります。国会では、昭和33年には第28国会で「学校教育法一部改正案」が提出され、学校事務職員と養護教諭の全校配置を実現するため「ただし書き削除」を求めた他、第34回、第38回、第40回と継続提出されたものの、いずれも審議未了廃案となりました。さらに昭和60年5月には、議員立法として衆議院文教委員会で提案説明をしているものの、審議未了のまま今日に至っています。一方、わが国の財政は、今年度末には国・地方合わせた長期債務残高が645兆円に及び、主要先進国中最悪の水準となり危機的な状況にあります。文教予算についても、児童・生徒数の減少に応じた合理化、教育サービスの受益者負担のあり方、国と地方の役割分担及び費用負担のあり方等の観点から、①義務教育費国庫負担制度の見直し(教職員定数等)、②国立大学の独立行政法人化、③私学助成の総額抑制及び負担のあり方等の見直しが進められようとしています。しかし、「教育は未来への先行投資」と言われているように、21世紀を担う人材の育成は緊急かつ重要な課題となっています。義務教育費国庫負担法は、国民すべてに対し義務教育無償の原則により教育の機会均等と教育水準の維持を図るため、国が必要な経費を負担することを定めたものであり、学校事務職員・栄養職員の給与費の適用除外は、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすとともに、地方自治体の財政を一層逼迫させることになります。また、50年ほど前に予算の関係上設けられた学校教育法28条のただし書きを削除することは、義務教育費国庫負担法の給与費適用と同様、義務教育の円滑な推進のためにきわめて重要です。

さらに、いじめ・不登校等の問題を解決するためには、30人以下学級を基本にした学級編成と、ゆとりある教職員定数配置が必須となります。保護者負担を軽減するためには、義務教育諸学校の教科書無償制度の継続や、私学助成の増額などが引き続き必要です。これらのことから、下記の事項を実現するよう強く要望します。

記

1. 義務教育費国庫負担法を堅持すること。
2. 学校教育法28条ただし書きを削除すること。
3. 30人以下学級実現を基本とした第7次(高校第6次)定数改善計画の早期策定を行うこと。
4. 教科書の無償制度を継続すること。
5. 私学助成の確保及び大幅な増額を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(提出先) 内閣総理大臣、文部大臣、大蔵大臣、自治大臣

渡島・檜山管内町村議会議員研修会



議会議員研修会

七月三日、北海道町村議会議長会主催による町村議会議員研修会が、函館市、ホテルロイヤル柏木において開催されました。午前中は全国町村議会議長会議事調査部副部長である岡村光雄氏が、「分権時代のまちづくりに期待される議会・議員」と題して、地方分権と、これからの地方議会のあり方についてをわかりやすく、また、午後からは、政治評論家として活躍中である森田実氏が、「激動の二〇〇〇年をよむ」と題して、国の政治についてを興味深く、それぞれ講演されました。

この研修会には、渡島、檜山管内の町村議会議員が出席、当町においても全議員が出席し、長時間にわたる講演にもかかわらず、熱心に耳を傾けました。

議長として7年以上在職



佐藤 友一 議長

議員として15年以上在職



川原 勝美 議員



佐藤 頼幸 議員



竹ヶ原公勝 議員

永年勤続議員表彰

この度、永年議会議員として議会活動を通じて議会の使命達成に努め地方自治の振興発展に寄与した功績により、四名の議員が北海道町村議会議長会より表彰されました。

議会のうき

4月

19日 第三回臨時議会

20日 町内会連合会総会（議長出席）

24日 監査委員より平成十一年度三月分出納検査報告書受領

27日 鹿部救難所運営協議会（議長出席）

5月

10日 鹿部町交通安全推進協議会（議長出席）

12日 第三回議会だより編集委員会開催

18日 鹿部商工会通常総会（議長出席）

22日 民生文教常任委員会所管事務調査
第一回渡島東部消防事

25日 務組合臨時議会（組合議員出席）
監査委員より平成十一年度四月分平成十二年度四月分出納検査報告書受領

6月

2日 渡島総合開発期成会定期総会（函館市・議長出席）

6日 第五十一回北海道町村議会議長会定期総会（札幌市・議長、局長出席）

8日 議会運営委員会開催

12日 議員全員協議会開催

13日 鹿部温泉観光協会総会（議長出席）

14日 第二回定例議会

20日 監査委員より平成十一年度五月分平成十二年度五月分出納検査報告書受領

22日（24日） 議員会主催研修視察

～ご意見・ご感想を～

議会だより編集特別委員会では、議会だよりに関する皆様のご意見・ご感想をお待ちしております。

宛先

〒041-1498

茅部郡鹿部町字宮浜299番地
鹿部町議会事務局

TEL 01372-7-2111

FAX 01372-7-3086



議会だより編集特別委員会

編集後記

暑夏の暑さが厳しい中、町民の皆様には、お元氣でお過ごしのことと思います。ここ四、五年間は、すべてにおいて厳しい状況が続くと思いますが、何が正しく何が間違いか、一人一人がじっくりと着眼して行くときではないでしょうか。

議会だよりも、二号になりましたが、当初は他町に出向き手探りの中で取り組んで来たことが今では懐かしく思い出されます。

委員長を中心に町民の声に耳を傾け、期待されるように、又、遅れを取らぬように取り組んで参ります。今後ますますのご愛読をよろしくお願い致します。

◎議会だより編集特別委員会

委員長 野田 重毅
副委員長 川村 清
委員 笠原 賢
委員 大沢 喜代治
委員 伊藤 辰男